

令和4年9月2日

保護者各位

滑川市教育委員会
教育長 上田 良美

濃厚接触者の待機期間の見直しについて

日頃より本市の学校教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、新学期が始まりました。子供たちの学びを保障するため、各学校では、引き続き感染症対策を徹底し、できるかぎりの教育活動を進めたいと考えております。そこで、昨今の新型コロナウイルス感染症に関する取扱いの流れや、学校教育活動への影響等を鑑み、今後は下記のとおりといたします。

記

【今後の取扱い】

児童生徒等が濃厚接触者となった場合の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）の翌日から5日間（6日目解除）とします。ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から登校等を可能とします。

児童生徒が検査によって待機期間を短縮する場合は、各学校のホームページから「濃厚接触者登校許可願」の様式をダウンロードし、必要な項目を記入の上、保護者が署名し学校へ提出をお願いします。

新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者で最終曝露日の翌日から5日間の自宅待機を行った場合は、様式を提出する必要はありません。

【検査によって待機期間を短縮する場合の留意点】

- ・抗原定性検査キットを用いた検査は、保護者及びお子さん本人の意思で行うものです。
(待機期間を短縮する場合は、必ず検査が必要です。)
- ・検査は、自費負担の検査となります。(県による無料検査は、濃厚接触者は対象外のため、待機期間を短縮するためには利用できません。)
- ・検査は、薬事承認された検査キットを使用してください。(国の承認を受けた抗原定性検査キットには、「体外診断用医薬品」の表示があります。)
- ・待機期間解除の判断を厚生センター・市健康センター・医療機関に確認する必要はありません。
- ・この検査で2回の検査が「陰性」であり、登校された後も、7日間が経過するまでは、一定の発症リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用するなど感染対策を徹底してください。